

施設型給付費等 支給認定申請書・入所申込書・現況届

令和 年 月 日

女川町長 殿

保護者 住 所

氏 名

印

電話番号

(本人・その他)

次のとおり、施設型給付費等支給認定申請及び保育所への入所申込等について、関係書類を添えて申請します。また、支給認定や保育料の算定、資格調査等のため住民記録及び課税台帳の情報(同一世帯者を含む)を閲覧することに同意します。

(ふりがな)		生年月日	H・R 年 月 日 満 歳 か月 (令和4年4月2日時点)
入所児童名			
障害者・療育手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	性 別	男・女 継続児 ・ 新規児
入所を希望する 保 育 所 名	第1希望 保育所	希望理由	
	第2希望 保育所	希望理由	
保育の実施を希望する期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで		
現在の保育者			
保育の実施を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
令和3年1月1日現在の住所	※現在と別の場合記載	保育時間の希望	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間
加配保育希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※希望の場合は申請時に御相談願います。		
認定番号	※すでに支給認定を受けている場合は記入してください		

○世帯の状況

児童の世帯員(全員)	続柄	氏 名	生年月日	職業又は学校名等	備考
	父		年 月 日		
	母		年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 祖父母との同居 <input type="checkbox"/> 障害児(者)がいる世帯				
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)				

◎ 記入上の注意

この支給認定申請書・入所申込書・現況届は、次の点に注意して記入のうえ、役場健康福祉課又は希望する保育所に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込みする場合は、それぞれの児童ごとに申し込みをしてください。

- 1 「入所児童名」の欄は、氏名にふりがなをつけ、年齢は令和3年4月2日時点の年齢で記入してください。
- 2 「入所を希望する保育所名」は、希望する順位に従い保育所名、希望理由を記入してください。
- 3 「保育の実施を希望する期間」には、保育を必要とする期間を記入してください。
- 4 「保育の実施を必要とする理由」は、「保育の必要性の認定基準」に該当する必要があります。下の表に掲げるいずれの場合に該当するかを判断し、該当する口にレ点を入れてください。
- 5 現在保育所に入所中の児童が引き続き入所を希望する場合は、継続児に○をつけ「現在の保育者」の欄には、在所中と記入してください。
また、新たに入所を申し込む場合は、新規児に○をつけ「現在の保育者」欄には、保育している者の続柄又は保育所・幼稚園名等を記入してください。
- 6 令和3年1月1日現在で本町に居住していない方は、令和3年1月1日現在の現住所を記入してください。
- 7 「児童の世帯員」の欄は、入所児童本人を除く入所児童の両親及び同居している親族等の全員（世帯分離している方も含む）について記入するとともに、「生年月日」を記入し、「職業又は学校名等」を記入してください。
- 8 「家庭の状況」及び「生活保護の状況」には、該当する場合には口にレ点を入れてください。

保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には子どもの面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

(1) 就労等

(家庭外就労) 子どもの保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その子どもの保育ができない場合

(家庭内労働) 子どもの保護者が家庭で仕事を離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その子どもの保育ができない場合

(2) 妊娠・出産 子どもの保護者が出産前後のため、その子どもの保育ができない場合

(3) 疾病・障がい 子どもの保護者が病気、負傷、心身に障害があり、子どもの保育ができない場合

(4) 介護等 子どもの家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護に当たっているため、その子どもの保育ができない場合

(5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの復旧作業等により、子どもの保育ができない場合

(6) 求職活動 子どもの親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その子どもの保育ができない場合

(7) 就学 子どもの親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その子どもの保育ができない場合

(留意事項)

保育所への入所については、

- ・ 保育所の必要な基準に該当しないために入所が認められない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合（待機）
がありますので、あらかじめご承知ください。